

事後審査型一般競争入札の執行について

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱(平成20年告示第68号)の規定による事後審査型一般競争入札を次のとおり実施するので、佐久市財務規則(平成17年規則第39号)第105条の規定により公告する。

平成30年9月19日

佐久市長 柳田 清二

1 入札対象

業 務 名 (発 注 課)	平成30年度 公共・特環マンホールポンプ場 水位計修繕 (環境部 下水道課)
業 務 場 所	佐久市 岩村田 外
業 務 概 要	水位計交換 4箇所 ・鼻顔マンホールポンプ場 ・古城マンホールポンプ場 ・根々井橋向マンホールポンプ場 ・小平4号マンホールポンプ場
履 行 期 間	契約日から平成31年1月25日まで

2 入札参加資格要件

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第4条の規定に基づき、上記工事の事後審査型一般競争入札に参加することができる者は、佐久市建設工事入札参加資格者名簿(以下「有資格者名簿」という。)に登録されている者で、次に掲げる要件を「入札公告日から落札決定日まで」全て満たすものとする。

(1) 有資格者名簿に登録されている業種ごとの等級格付	・電気工事の登録があり、その等級格付がA・B級の者であること。
(2) 有資格者名簿に登録されている建設業許可区分	・電気工事業について特定建設業又は一般建設業の許可を有していること。
(3) 配置技術者の資格等	・建設業法(昭和24年法律第100号)第26条に規定する主任技術者又は監理技術者を配置できること。 ・配置技術者は、入札参加申請日以前3か月以上の恒常的な雇用関係があること。 ・その他「佐久市建設工事の配置技術者について」に示す主任技術者等を配置できること。
(4) 本店等の所在地	・入札参加資格要件(1)において、等級格付がA級の者は、本店が佐久市内にあること。また、B級の者は、本店が佐久市内にあり、かつ有資格者名簿の地区情報において佐久市北部地区(浅間・東・浅科・望月)として登録されていること。
(5) その他	・建設業法第27条の23に規定する有効な経営事項審査の結果の通知を受けていること。 ・佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第4条第3項及び第4項の規定に該当する者でないこと。

3 入札の日程等

入札手続等	期間・期日等	場所・留意事項等
設 計 図 書 等 の 閲 覧	平成30年9月19日(水)から入札日まで	・市ホームページへの掲載 ・佐久市環境部下水道課(佐久市下水道管理センター内)
入 札 参 加 申 請 受 付	平成30年9月19日(水)から平成30年9月21日(金)まで(最終日は午後5時15分まで)	・提出書類は「事後審査型一般競争入札参加申請書(様式第1号)」原本・副本各1部とする。 ・佐久市環境部下水道課(佐久市下水道管理センター)へ持参により提出のこと(郵送は不可。)

設計図書等 の入手	平成30年9月19日(水)から 入札日まで	・金抜設計書及び仕様書は市ホームページよりダウンロードすること。
設計図書等に関する 質問受付	平成30年9月19日(水)から 平成30年9月25日(火)まで (最終日は午後5時15分まで)	・質問書様式は市ホームページからダウンロードすること(質問内容がわかるように具体的に記載すること)。 ・佐久市環境部下水道課(佐久市下水道管理センター)へ持参
回答の期日	平成30年9月26日(水)以降	・下水道課より市ホームページにて回答する。
入札開札日時・場所	平成30年10月4日(木) 午後1時30分から(郵送不可)	・佐久市下水道管理センター 2階会議室
落札者の決定等	<ul style="list-style-type: none"> ・予定価格の制限の範囲内で、最低の価格で入札した者を落札候補者とする。 ・落札候補者は入札参加資格確認書類を候補となった日又は翌日(閉庁日の場合はその翌日)に提出すること。 ・審査は、落札候補者から提出のあった入札参加資格確認書類を審査し、入札参加要件を満たしている場合には、当該落札候補者を落札者とする。満たしていない場合には、予定価格の制限の範囲内で応札した次順位者の最低価格入札者から入札参加資格確認書類の提出を求め、順次審査を行い、入札参加資格を満たしている者1人が確認できるまで行うものとする。 ・落札者の決定は、原則として、確認書類が提出された日から起算して2日(閉庁日の場合はその翌日)以内に行うものとする。 ・落札者を決定したときは、直ちに落札者に対しEメールの方法により連絡する。 ・入札参加資格がないと認められた場合は、入札参加資格審査結果通知書(様式第4号)により通知する。 ・入札参加資格がないと認められた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日(閉庁日の場合はその翌日)以内に、市に対して競争入札参加資格がないとされた理由説明請求書(様式第5号)により、その理由について説明を求められることができる。説明を求められた者に対しては、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内に書面により回答するものとする。 	
入札参加資格確認申請書提出について (落札候補者)	<ul style="list-style-type: none"> ・提出書類は <ol style="list-style-type: none"> 1 「事後審査型一般競争入札参加資格確認書(様式第2号)」 2 「配置技術者決定届(様式第3号)」 3 「有効な経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し」 4 「現場代理人及び主任技術者等の通知書」 5 「現場代理人及び主任技術者(又は監理技術者)の経歴書」 6 「主任技術者(又は監理技術者)の資格を証する書類」 7 「現場代理人及び主任技術者(又は監理技術者)の雇用関係を証する書類」及び市が指定したものとする。 ・落札候補者として決定された日の翌日(閉庁日の場合はその翌日)までに提出すること。なお、郵送等による提出は認めないものとする。 ・入札参加資格確認書類を提出しないときは、当該入札者の行った入札は無効とする。提出場所: 下水道課(佐久市下水道管理センター) 	
入札結果の公表	・佐久市企画部契約課において閲覧にて公表する(契約日以降)。	

4 入札事項等

入札事項	<ul style="list-style-type: none"> ・入札回数は2回とし、第2回の入札をしても落札できないときは、第2回の最低入札者と地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定による随意契約とする。この場合の見積回数は2回までとする。 ・落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった総額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 ・入札時には金抜設計書に見積もった金額等を記入の上、持参すること(必要に応じ提出を求める場合もある)。 ・代理人が入札書を提出する場合は、併せて委任状を提出すること。なお、全ての応札者は本人であることが確認できるものを持参し、受付に提示すること。
低入札価格調査制度	・適用なし
最低制限価格	・適用なし

入札保証金	・免除 (ただし、落札者が契約を締結しない場合、見積額の総額の100分の5の納付を要する。)
契約保証金	・契約請負代金額の10分の1の金銭的保証
前払金	・適用あり (佐久市工事の前金払に関する取扱規程(平成17年訓令第56号)の規定による。)
中間前払金	・適用あり (佐久市工事の中間前金払に関する取扱規程(平成20年訓令第14号)の規定による。)
部分払金	・適用あり(佐久市財務規則第138条の規定による。)
入札の無効	・佐久市財務規則第111条及び佐久市建設工事事務処理規程(平成17年訓令第54号)別記入札心得第8条の規定による。

5 注意事項

- ・佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱、佐久市財務規則及び佐久市建設工事事務処理規程(平成17年訓令第54号)の入札心得を熟読の上、参加すること。

6 担当部課(問合せ先)

公告及び業務の内容	佐久市環境部下水道課 (佐久市中込1335 佐久市下水道管理センター内) TEL. 0267-63-0101
-----------	--